

平成 26 年 12 月 22 日  
沖縄電力株式会社

## 「指定電気事業者」の指定について

当社は、先般、沖縄本島における再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）の接続可能量が 356MW に決定したこと、および近く『指定電気事業者<sup>(※)</sup>』に指定される予定であることをお知らせいたしました（平成 26 年 12 月 18 日付プレスリリース済）。

本日、経済産業大臣より『指定電気事業者』の指定を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、今後も電力安定供給の維持を図りながら、再エネの導入に向け対応を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※指定電気事業者（再エネ特措法施行規則第六条第一項第七号）

指定された種類の再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなった後に、30 日を超えた無補償の出力制御を前提に接続することを可能とする。

なお、指定電気事業者は経済産業大臣が指定する。

### 【参考】

[http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news\\_release/2014/141218.pdf](http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2014/141218.pdf)

（沖縄本島における再生可能エネルギーの接続可能量について（H26. 12. 18<sup>日</sup>リリース））

以上